**二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る**

**特例認定の手引き**

**(積替え又は保管を含まない収集運搬)**

令和６年４月

大阪府

産業廃棄物指導課

**■二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例とは**

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施しようとする場合に、「①二以上の事業者の一体的な経営の基準（表１）」及び「②収集、運搬、処分等を行う事業者の基準（表２）」に適合していることについて都道府県知事の認定を受け、許可なしで産業廃棄物の処理ができる制度です。（平成30年4月1日施行）

■手引きにおける用語の定義

・法　：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

・令　：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

・規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

・親会社：表１に規定する「二以上の事業者のいずれか一の事業者」

・子会社：表１に規定する「他のすべての事業者」

■認定の申請先について

・産業廃棄物の収集運搬を行おうとする区域（積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事等に申請を行ってください。積卸しを行う区域が複数の都道府県等にまたがる場合は、大阪府に加えそれぞれの都道府県等へ申請を行ってください。

■申請書の提出

ア．必要書類

　　p.4「申請書類シート」を参照してください。

　　※様式集から各様式をご使用ください。

イ．許可申請手数料（窓口納付のみになります。）

・新規認定申請　147,000円

・変更認定申請　134,000円

ウ．標準処理期間

60日

エ．受付方法

　　正本１部・副本（正本のコピー可）１部の計２部を窓口に提出して下さい。

※認定申請及び届出書は郵送での受付はできません。

　　※窓口に来庁される際は事前に連絡をお願いいたします。

**■表１　二以上の事業者の一体的な経営の基準（規則第８条の38の２）**

二以上の事業者のいずれか一の事業者が、当該二以上の事業者のうち他の全ての事業者について、次のいずれかに該当することとする。

**一**　当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有していること。

**二**　次のいずれにも該当すること。

**イ**　当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の三分の二以上に相当する数又は額の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。）又は出資を保有していること。

**ロ**　その役員（第二条第七号に規定する役員をいう。）又は職員を当該二以上の事業者のうち他の事業者の業務を執行する役員（これに準ずる者を含む。第八条の三十八の五第二項第四号及び第四項第五号において同じ。）として派遣していること。

**ハ**　当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であつて、一体的に廃棄物を適正に処理していたこと。

**■表２　収集、運搬、処分等を行う事業者の基準（規則第８条の38の３）**

**一**　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）に関する計画において当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うこととされた者であること。

**二**　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制の下で、当該産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者であること。

**三**　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあつては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置を講ずることができる者であること。

四　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあつては、当該二以上の事業者のうち他の事業者と共同して、受託者と委託契約を締結するとともに当該受託者に対し管理票を交付する者であること。

五　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

六　当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

七　法第十四条第五項第二号イからニまで及びヘのいずれにも該当しないこと。

八　不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

九　次に掲げる基準に適合する施設を有すること。

イ　当該申請に係る産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合における当該収集又は運搬の用に供する施設については、次によること。

（１）当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、

運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

（２）積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ　当該申請に係る産業廃棄物の処分を行う場合における当該処分の用に供する施設については、次によること。

（１）当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。

（２）産業廃棄物処理施設にあつては、法第十五条第一項の許可（法第十五条の二の六第一項の許可を受けた場合にあつては、同項の許可）を受けたものであること。

（３）保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

十　その他環境大臣が定める基準に適合していること。



■変更の認定（法第12条の7の第7項）

　以下の変更を行おうとする場合は、事業者が共同して、変更認定申請を行ってください。

(規則第８条の38の７に定める軽微な変更を除く。)

①名称及び住所並びに代表者の氏名変更

②事業者全てについての議決権保有割合に関する事項

③二以上の事業者に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実施体制に関する事項

（規則第８条の38の５第２項各号に掲げる事項）

**※変更認定の申請を行う場合は事前にご連絡ください。必要書類をご案内させていただきます**。

■変更届（法12条の７第9項）

　規則第８条の38の７に定める軽微な変更を行った場合は、変更の日から10日以内（登記事項証明書を添付すべき場合は30日以内）に変更届を提出してください。

**※変更の届出を行う場合は事前にご連絡ください。必要書類をご案内させていただきます。**

■廃止届（令第6条の7の２）

　当該認定に係る収集運搬業の一部又は全部を廃止した場合は、廃止の日から10日以内に廃止届を提出してください。

　※廃止届出書及び当該認定証原本の提出が必要です。

■実績報告（規則第8条の38の11）

　二以上の事業者が共同して、毎年６月30日までに、前年４月１日から３月31日までの一年間における当該認定に係る産業廃棄物の収集運搬に関しての実績報告書を提出してください。記載内容は以下のとおりです。

①当該二以上の事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

②認定の年月日及び認定番号

③当該認定に係る収集運搬を行った産業廃棄物の種類ごとの数量

④当該認定に係る産業廃棄物の収集運搬を、当該二以上の事業者以外の者に委託した場合は、

　当該委託の内容及び委託量

■通知（規則第８条の38の６、規則第８条の38の８第３項、規則第８条の38の10第３項）

　他の行政において変更の認定を受けた場合、変更または廃止の届出を行った場合であって、当該変更等について大阪府に申請又は届出を行わない場合は、遅滞なく大阪府に通知を行ってください。

【お問い合わせ先】

　大阪府環境農林水産部　循環型社会推進室

産業廃棄物指導課　処理業指導グループ

TEL 06-6210-9564　　FAX 06-6210-9569